

後期高齢者医療広域連合も委員に

府医療保険者協議会



京都府医療保険者協議会が3月2日、本会で開かれた。矢田久雄会長が「法改正により医療費適正化計画など都道府県の医療行政に関与することになり、協議会に新たな専門部会（地域医療専門部会）を2月に立ち上げたところです。果たすべき保険者の機能など協議会の役割はますます重くなっていることを再認識したいと思っております」と挨拶した。

まず平成27年度歳入歳出補正予算、本会設置運営規程・細則の改正を原案通り承認した。運営規程・細則では、これまでオブザーバーだった府後期高齢者医療広域連合が平成28年度から協議会の委員（3名）として加わることになり、協議会の委員を計18人と改正した。また、高齢者の医療の確保に関する法律の改正で都道府県が医療費適正化計画を策定・変更する際は、保険者協議会に協議しなければならないとなり、これに伴う規程や細則を改正した。

続いて平成28年度の事業計画や歳入歳出予算なども承認された。事業計画では特定健診・特定保健指導受診促進ポスターについては、例年は5～8月の年度当初に掲出していたが、28年度は春と秋の2回に分けて掲出し、キャッチコピーも「みんなで守ろう！ 家族の健康」と変更した。平成28年度特定健診・特定保健指導集合契約については、府医師会、京都予防医学センター、京都微生物研究所の三つを実施機関とするとの報告がされた。

京都府から、今年1月に、府、府市長会、府町村会とローソンの四者で「京都府民の健康づくりの推進に向けた連携及び協力に関する協定」を締結したとの報告があった。府、市町村（市長会、町村会）、府内の医療保険者が実施する健康づくりなどに対し四者が連携を強化し、府民の健康づくりを推進することになっている。